

「広報かしわら」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市が発行する毎月1日発行の「広報かしわら」(以下「広報誌」という。)へ広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報誌に掲載する広告の範囲は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第14条第1項各号に掲げるもの
- (2) 柏原市広告掲載基準に適合しないもの
- (3) その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報誌の最終面又は中面のうち、市が指定する面とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は次のとおりとする。

広告名	大きさ	位置
1号広告	縦 4.5 センチメートル 横 16.5 センチメートル	中面の下段
2号広告	縦 4.5 センチメートル 横 8 センチメートル	中面の下段
3号広告	縦 5 センチメートル 横 17.3 センチメートル	最終面
4号広告	縦 5 センチメートル 横 8.4 センチメートル	最終面
5号広告	縦 10.5 センチメートル 横 17.3 センチメートル	最終面

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報誌への広告募集に係る契約(以下「広告委託契約」という。)を市と締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広報誌への広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告取扱業者に申し込まなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあったときは第2条の規定に照らし確認した上で、当

該広告の掲載について市長に協議しなければならない。

- 3 広告取扱業者は、前項の規定に基づく協議を申し出ようとするときは、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により広告原稿を提出しなければならない。

(広告原稿作成に係る費用負担)

第7条 広告原稿の作成に要する費用は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第6条第2項の規定に基づく協議の申出があったときは、広告主及び広告原稿の内容について確認した上で、掲載の可否を決定し、広告取扱業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく決定をするに当たり、広告の内容等が第2条に規定する範囲に該当すると認めるときは、広告取扱業者に対し、広告の内容等について修正を求めることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく広告掲載決定の通知後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 広告取扱業者から、広告掲載取下げの申出があったとき。
 - (2) その他、広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 前項により生じた広告取扱業者の損害については、市は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料は、広告取扱業者が定める。

(広告取扱業者の責務)

第11条 広告取扱業者は、広告の内容等がこの要領に違反することのないよう注意する義務を負う。

- 2 広告取扱業者は、広告委託契約の履行に関して第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。